

**令和6年 第4回**

**甲斐市農業委員会議事録**

**令和6年4月26日**

1 日 時 令和6年4月26日(金) 午後3時00分～

2 場 所 甲斐市役所 竜王庁舎 新館2階 防災対策室

3 日 程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 報告第9号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件  
報告第10号 農地法第18条第6項の規定による届出の件  
議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請の件  
議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件  
議案第15号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件  
議案第16号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件(農地中間管理事業)  
議案第17号 甲斐農業振興地域整備計画の総合見直しに係る変更について

4 欠席委員 2番 中島一郎 委員

5 議事録署名委員 3番 興石 芳彦 委員、4番 飯室 勤 委員

6 職務のために会議に出席した者の職氏名  
農業委員会事務局長 小宮山 佳浩  
農業委員会事務局庶務係 窪田 友昭  
農業委員会事務局庶務係 小宮山 貴之  
農業委員会事務局庶務係 河野 慎

7 閉 会： 午後4時10分

【事務局長】

それでは、はじめにあいさつを交わして始めたいと思います。  
ご起立をお願い致します。

相互に礼。

ご着席ください。

総会に先立ちまして、4月の人事異動により産業振興部長、事務局  
長が変更となっておりますので、自己紹介をさせていただきます。

(宮本 産業振興部長 自己紹介)

(小宮山 事務局長 自己紹介)

それでは令和6年第4回の農業委員会総会を開催致します。  
山本会長よりご挨拶をいただき、議事進行につきましてもよろしく  
お願いします。

【議長 (会長)】

(あいさつ)

本日の出席委員は18人です。定足数に達しておりますので直ちに  
会議を開きます。

(日程第1 議事録  
署名委員の指名)

【議長】

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。  
議事録署名委員は、3番興石委員と4番飯室委員を指名致します。

(日程第2 会期の  
決定)

【議長】

日程第2、会期の決定を致します。  
本総会の会期は、本日1日と定めたいと思いますが、ご異議ござい  
ませんか。

(異議なしの声)

異議ありませんので、本日1日と決定致します。  
それでは議事に移ります。

(日程第3 議事)

(報告第9号)

【議長】

報告第9号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件を上程致します。

事務局に番号6番から12番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料1ページをお願いします。

農地法施行令第10条第1項の規定により農地転用の届出がありました。

甲斐市農業委員会事務専決規定第3条により専決処分をしましたので報告します。

番号6番 地図公図は1ページ、2ページになります。

竜王新町●●ほか3筆、合計面積1072㎡を甲斐市●●の●●さんが、甲府市●●の●●に所有権移転により宅地分譲5区画にするための転用の届出が出ています。

続きまして

番号7番 地図公図は3ページ、4ページになります。

西八幡●●、面積900㎡を甲斐市●●の●●さんが、甲斐市●●の●●に、所有権移転により宅地分譲4区画にするための転用の届出が出ています。

隣接の宅地と一体で開発します。

続きまして

番号8番 地図公図は5ページ、6ページになります。

西八幡●●、面積358㎡を甲斐市●●の●●さんほか共有者1名が、甲斐市●●の●●に、所有権移転により駐車場にするための転用の届出が出ています。

続きまして

資料2ページをお願いします。

番号9番 地図公図は7ページ、8ページになります。

天狗沢●●ほか2筆、合計面積0.9㎡を甲斐市●●の●●さんが、甲斐市●●の●●さんに、所有権移転により敷地拡張のための転用の届出が出ています。

続きまして

番号 10 番 地図公図は 9 ページ、10 ページになります。

天狗沢●●、面積 79 m<sup>2</sup>を甲斐市●●の●●さんが、甲斐市●●の●●さんに、所有権移転により敷地拡張のための転用の届出が出ています。

続きまして

番号 11 番 地図公図は 11 ページ、12 ページになります。

西八幡●●ほか 1 筆、合計面積 1705 m<sup>2</sup>を甲斐市●●の●●さんが、長野県●●の●●に、所有権移転により宅地分譲 7 区画にするための転用の届出が出ています。

隣接の雑種地と一体で開発します。

続きまして

資料 3 ページをお願いします。

番号 12 番 地図公図は 13 ページ、14 ページになります。

長塚●●、面積 207 m<sup>2</sup>を神奈川県●●の●●さんほか共有者 1 名が、甲斐市●●の●●さんに、所有権移転により敷地拡張のための転用の届出が出ています。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は報告事項であります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようですので、本案件の報告を終了致します。

それでは次の議事に移ります。

(報告第 10 号)

【議長】

報告第 10 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による届出の件を上程致します。

事務局に番号 6 番から 7 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料 4 ページをお願いいたします。

農地法第 18 条は利用権や耕作権等の解約に係る条文になります。

番号 6 番と 7 番は農地中間管理事業の同一土地の関連案件です。

番号 6 番、地図公図は 15 ページ、16 ページになります。

大垈●●、面積 3253 m<sup>2</sup>。賃貸人が●●、賃借人が●●です。解約届出日は令和 6 年 4 月 10 日です。

続きまして

番号 7 番、地図公図は番号 6 番と同じです。

賃貸人が甲斐市●●の●●さん、賃借人が●●です。解約届出日は令和 6 年 4 月 10 日です。

令和元年 6 月 1 日から 10 年 6 か月間、有償で●●さんと●●との間で利用権の設定を行い、●●から●●が配分を受けていましたが、それぞれ合意解約をしたものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は報告事項であります。

質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようですので、本案件の報告を終了致します。

それでは次の議案に移ります。

(議案第 13 号)

【議長】

議案第 13 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の件を上程致します。

事務局に番号 5 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料 5 ページをお願いします。

番号 5 番、地図公図は 17 ページ、18 ページになります。

竜王●●、面積 226 m<sup>2</sup>を甲斐市●●の●●さんから甲斐市●●の●●さんに有償移転により経営地拡大のための許可申請が提出されました。

申請地で野菜の栽培を予定しています。所有機械については管理機を購入予定です。

現地の写真は北側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。  
次に現地調査の報告を●番●●委員お願いします。

【●番●●委員】 はい、●3番●●です。  
18日に正副会長、●●推進委員、事務局と現地調査を行いました。  
申請地は、ドラゴンパークの南側に位置しており、南側に住宅を一軒隔てた家が譲受人である●●さんの家であります。  
新たに自家消費用の野菜栽培を始めるための農地取得ということであり、賃借するという話あったようですが、地主の方の希望で売買ということになったようです。  
周辺への影響もないと思われることか、問題ないかと思われま

【議長】 次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】 はい、推進委員の●●です。18日に正副会長、事務局、●●委員と現地調査を行いました。  
該当農地は耕耘等の管理はされているが、休耕状態となっている農地であり、この度近隣に居住している、譲受人が自家消費用の野菜栽培の目的で購入するとのことであるため、休耕状態が解消し、遊休農地化の防止にも資すると考えられることから、問題ないと考えます。  
よろしくご審議をお願いします。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。  
番号5番を許可とすることにご異議ございませんか。  
(異議なしの声)  
異議がないようですので、本案件を許可とすることに決定致します。  
それでは次の議案に移ります。

(議案第14号)

【議長】 議案第14号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の件を上程致します。  
事務局に番号9番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長

資料 6 ページをお願いします。

番号 9 番、地図公図は 19 ページ、20 ページになります。

志田●●、面積 335 m<sup>2</sup>を甲斐市●●の●●さんが山梨市●●の●●さんに所有権移転により貸駐車場にするための転用の許可申請が提出されました。

申請地は都市計画法用途区域内の 3 種農地です。

譲受人は自身が代表を務める法人の児童福祉施設を近隣に開業するにあたり従業員と送迎者用に駐車場を整備する計画です。駐車予定台数は 11 台の計画。

雨水については碎石舗装のため自然浸透です。

資金証明、事業計画書等の添付書類から問題ないと考えられます。

モニターの写真は東側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に●番●委員の意見ですが、本人より現地調査の結果、問題なしとの報告を受けています。

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

はい、推進委員の●●です。

申請農地は用途区域内にあり、転用目的も付近に開設予定の福祉施設の職員及び送迎用車両の駐車場ということであり、また申請地の周囲には他の農地もないことから、転用され駐車場になったとしても何ら影響はないと考えております。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号 9 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして事務局に、番号 10 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

番号 10 番、地図公図は 21 ページ、22 ページになります。  
篠原●●、面積 702 m<sup>2</sup>を神奈川県●●の●●さんが甲斐市●●の●●に使用貸借により資材置場にするための転用の許可申請が提出されました。  
申請地は住宅等が連坦する 3 種農地です。  
借人は水道設備の会社を営んでおり、現在利用している資材置場の契約が終了するため  
新たに資材置場が必要となったため申請したものです。  
配管や砕石等の資材、小型重機と軽車両の置場として使用する計画です。  
排水については、砕石舗装のため自然浸透の計画です。  
資金証明、事業計画書、隣接耕作者の同意書等の添付書類から問題ないと考えられます。  
モニターの写真は北側から撮影したものです。  
説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。  
次に現地調査の報告を●番●●委員お願いします。

【●番●●委員】

はい、●番の●●です。  
過日、正副会長、推進委員、事務局と現地調査を行いました。  
この土地は、水田としてお米や八幡芋等を作っていた土地でありました。  
今回の転用する農地の形が不整形である点は疑問であり、資材置場になる部分もしっかり区分けされる訳ではないようなので、計画通りに利用されるのかどうか、半年後や 1 年後に確認していく必要はあるかと思いますが、特に問題はないかと思います。

【議長】

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

はい、推進委員の●●です。  
18日に、正副会長、●●委員、事務局と現地調査を行いました。  
申請地の東側の隣地は既に資材置場として利用されており、申請地の南側の凹んでいる部分、農地として残る部分については、畑にしてモロコシが栽培されるとのことです。  
南側の農地への影響はないかと思われまますのでよろしくご審議をお願いします。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号 10 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして、事務局に番号 11 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

番号 11 番、地図公図は 23 ページ、24 ページになります。

西八幡●●、面積 1341 m<sup>2</sup>を甲斐市●●の●●さんが、甲府市●●の●●さんに所有権移転により建築条件付き売買予定地 5 区画にするための転用の許可申請が提出されました。

申請地は住宅等が連坦する 3 種農地です。

1 区画の面積は 238.66 m<sup>2</sup>～244.64 m<sup>2</sup>の計画となっています。

排水については、汚水は公共下水道に放流、雨水は浸透槽を設けてオーバーフロー分を隣接水路に放流の計画です。

資金証明、事業計画書等の添付書類から問題ないと考えられます。

モニターの写真は南西側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●番●●委員お願いします。

【●番●●委員】

はい、●番●●です。

この土地は、数年前に隣接地と共に転用の許可申請があり、一度許可が下りてあります。

しかし、諸事情によりこの農地については事業が中止となり農地に戻したという土地でありますので、転用することについては特に問題はないかと思われま。

【議長】

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

はい、推進委員の●●です。

18日に、正副会長、●●委員、事務局と現地調査を行いました。  
申請地は市街化調整区域ですが、付近には住宅が多く、住宅等  
が連担する区域となっており、排水等につきましても、公共下水が途中  
まで来ておりその公共下水道に接続し、雨水については浸透で処理をす  
るとのことです。

また、申請地はアルプス通りから近く、12月頃にも近くの農地の転  
用許可をしたところであり、以上から、問題ないと思われまのでご審  
議をよろしく申し上げます。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号11番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致し  
ます。

それでは次の議案に移ります。

(議案第15号)

【議長】

議案第15号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画  
の承認の件を上程致します。

事務局に、利用権設定の番号16番から27番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料7ページをお願いします。農業経営基盤強化促進法に基づく利  
用権設定です。

番号16番、地図公図は25ページ、26ページになります。

西八幡●●、面積1276㎡を甲斐市●●の●●さんが甲斐市●●の  
●●さんに田を2年間、新規に貸し付ける計画が提出されました。

畑として利用し野菜の栽培を予定しています。賃借料は10a当  
たり●●円です。

続きまして

番号17番、地図公図は27ページ、28ページになります。

西八幡●●ほか1筆、合計面積1150㎡を甲斐市●●の●●さんが

甲斐市●●の●●さんに田を3年間、新規に貸し付ける計画が提出されました。

畑として利用し野菜の栽培を予定しています。賃借料は●●です。  
続きまして

番号18番、地図公図は29ページ、30ページになります。

牛句●●、面積383㎡を甲斐市●●の●●さんが甲府市●●の●●さんに畑を5年間、新規に貸し付ける計画が提出されました。

野菜の栽培を予定しています。賃借料は10a当たり●●円です。  
続きまして

資料8ページをお願いします。

番号19番、地図公図は31ページ、32ページになります。

大埜●●ほか1筆、合計面積4151㎡を甲斐市●●の亡き●●さんの相続人代表者●●さんが甲斐市●●の●●さんに田を6年間、新規に貸し付ける計画が提出されました。

野菜と果樹の栽培を予定しています。賃借料は10a当たり●●円です。

続きまして

番号20番、地図公図は33ページ、34ページになります。

菖蒲沢●、面積1575㎡を甲斐市●●の●●さんが甲斐市●●の●●さんに田を3年間、新規に貸し付ける計画が提出されました。

水稲の栽培を予定しています。賃借料は●●です。

続きまして

番号21番、地図公図は35ページ、36ページになります。

竜王●●、面積2900㎡を静岡県●●の●●さんが甲斐市●●の●●さんに畑を5年間、継続して貸し付ける計画が提出されました。

野菜の栽培を予定しています。賃借料は●●です。

続きまして

資料9ページをお願いします。

番号22番、地図公図は37ページ、38ページになります。

竜王●●、面積446㎡を神奈川県●●の●●さんが甲斐市●●の●●さんに田を5年間、継続して貸し付ける計画が提出されました。

水稲の栽培を予定しています。賃借料は●●です。  
続きます

番号 23 番、地図公図は 39 ページ、40 ページになります。  
西八幡●●ほか 2 筆、合計面積 2397 m<sup>2</sup>を甲府市●●の●●さんが  
甲斐市●●の●●さんに田を 1 年間、継続して貸し付ける計画が提出  
されました。

畑として利用し野菜の栽培を予定しています。賃借料は●●です。  
続きます

番号 24 番、地図公図は 41 ページ、42 ページになります。  
大埜●●、面積 2533 m<sup>2</sup>を甲斐市●●の●●さんが甲斐市●●の●●  
●●さんに田を 5 年間、継続して貸し付ける計画が提出されました。  
水稲の栽培を予定しています。賃借料は現物で玄米 150 k g です。  
続きます  
資料 10 ページをお願いします。

番号 25 番、地図公図は 43 ページ、44 ページになります。  
菖蒲沢●●、面積 1562 m<sup>2</sup>を甲斐市●●の●●さんが甲斐市●●の  
●●さんに田を 3 年間、継続して貸し付ける計画が提出されました。  
水稲の栽培を予定しています。賃借料は 10a 当たり●●円です。  
続きます

番号 26 番、地図公図は 45 ページ、46 ページになります。  
宇津谷●●、面積 304 m<sup>2</sup>を甲斐市●●の●●さんが甲斐市●●の●●  
●●さんに田を 10 年間、継続して貸し付ける計画が提出されました。  
水稲の栽培を予定しています。賃借料は 10a 当たり●●円です。  
続きます

番号 27 番、地図公図は 47 ページから 49 ページになります。  
宇津谷●●ほか 1 筆、合計面積 2093 m<sup>2</sup>を富士川町●●の●●さん  
が韮崎市●●の●●さんに畑を 5 年間、継続して貸し付ける計画が提  
出されました。

果樹の栽培を予定しています。賃借料は 10a 当たり●●円です。  
説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は利用権設定でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

何か質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようですので、番号 16 番から 27 番を承認することに決定致します。

それでは次の議案に移ります。

(議案第 16 号)

【議長】

議案第 12 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件、農地中間管理事業によるものを上程致します。

事務局に番号 1 番から 3 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料 11 ページをお願いします。農地中間管理機構を利用した利用権設定です

山梨県農業振興公社が土地所有者からかりあげて、配分者に貸し付ける仕組みとなっています。

番号 1 番、地図公図は 50 ページ、51 ページになります。

大久保●●、面積 3804 m<sup>2</sup>のうち 2800 m<sup>2</sup>を東京都●●の●●さんが公益財団法人山梨県農業振興公社に畑を 14 年 8 か月間、新規に貸し付ける計画が提出されました。賃料は 10 アールあたり●●円です。

公社の配分予定者は甲斐市●●の●●じさんで、ブドウの栽培を予定しています。

公社と公社配分予定者は農用地利用集積等促進計画に基づき令和 6 年 8 月 1 日から 14 年 5 か月間貸し付ける計画となっています。

続きまして

番号 2 番、地図公図は 52 ページ、53 ページになります。

宇津谷●●ほか 1 筆、合計面積 1710 m<sup>2</sup>を韮崎市●●の●●さんが公益財団法人山梨県農業振興公社に田を 5 年 7 か月間、新規に貸し付ける計画が提出されました。賃料は●●です。

公社の配分予定者は甲府市●●の●●さんで、ブドウの栽培を予定しています。

公社と公社配分予定者は農用地利用集積等促進計画に基づき令和 6 年 6 月 1 日から 5 年 7 か月間貸し付ける計画となっています。

続きまして

番号3番、地図公図は54ページ、55ページになります。

西八幡●●、面積781㎡を甲斐市●●の●●さんが公益財団法人山梨県農業振興公社に田を2年7か月間、継続して貸し付ける計画が提出されました。賃料は●●です。

公社の配分予定者は甲斐市●●の●●さんで、野菜の栽培を予定しています。

公社と公社配分予定者は農用地利用集積等促進計画に基づき令和6年6月1日から2年7か月間貸し付ける計画となっています。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は利用権設定でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

何か質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようですので、番号1番 から 3番 を承認することに決定致します。

それでは次の議案に移ります。

(議案第17号)

【議長】

議案第17号 甲斐農業振興地域整備計画の変更の件を上程いたします。事務局より説明をお願い致します。

【事務局】

はい議長

農業振興地域整備計画につきまして、甲斐市長より意見聴取の依頼がありました。

農業振興地域の整備計画は、農林振興課農林総務係で事務を行っておりますので、内容説明については農林総務係職員の入室を認めていただき、担当職員より説明をさせていただきたいと思っておりますのでお願い致します。

【議長】

事務局から、担当職員による説明の申し出がありましたので、職員の入室を認めます。

【農林総務係、入室】

それでは、説明をお願い致します。

【農林総務係】

はい、議長。農林振興課農林総務係長の高橋です。こちらが、係員の清水です。

それでは、議案第17号、甲斐農業振興地域整備計画の変更の件の説明をさせていただきます。農業委員会の貴重なお時間をいただき、ありがとうございます。説明は担当の清水が行います。

担当の清水です。説明が長くなりますので、座って説明させていただきます。

最初に資料の確認をさせていただきます。資料については、事前に農業委員会の資料と一緒に送付させていただきました。農業振興地域制度の概要という資料が一枚、甲斐農業振興地域整備計画（素案）の策定についてという資料が一枚、甲斐農業振興地域整備計画書という資料が一部。また、机の上に用意させていただいた甲斐農業振興地域整備計画の変更 新旧対照表が一部、農用地利用計画変更個別一覧表が一部、令和6年度農用地区域除外位置図が一部、以上です。よろしいでしょうか。

さて、本市において、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域整備計画を策定しております。

去る、2月13日、現在の経済情勢やその他の土地利用動向の変動等により計画を見直す必要があることから、「農業振興地域整備推進協議会」を開催させていただきました。協議会は、甲斐市に關係する農協の組合長、土地改良区の理事長、農業委員会の会長、副会長が構成員となっており、御審議いただきました。協議会としては、今回の農振計画の変更について問題が無いとの答申をいただきました。

本日は、農振法施行規則第3条の2第1項の規定により、農業委員会に意見を求めることと定められておりますので、農業委員会の貴重なお時間をいただき、農振計画の変更について御説明をさせていただきたいというのが、本日の趣旨でございます。

それでは、資料に基づきご説明させていただきます。「農業振興地域制度の概要」と記載のある資料をご覧ください。

資料1ページ、農業振興地域制度の概要ですが、

1つめ、優良農地を確保するために農地法と農振法により農業振興を図る制度が設けられております。各県において基本方針を策定し農業振興地域が指定されます。これに基づいて各市町村は農振計画の策定を行っております。

2つめ、市が策定する農振計画においては、優良農地について農用地区域として定め、今後の農業振興の基盤となるべき農用地等の確保を図っています。

3つめ、経済情勢、その他の土地利用動向の変動等により、やむを得ず農地転用を伴う農振除外を行う場合には、農用地区域以外に代替すべき土地がなく、かつ、農業上の効率的な利用に支障が生じないことを基本とすることとなっております。

次に「農業振興地域整備計画の変更」についてです。

市町村は、必要が生じたときは、農業振興地域整備計画を変更しなければならないと、農振法で定められております。

続きまして、甲斐農業振興地域整備計画（素案）の策定についてと書かれた資料をご覧ください。

#### 1 経過、

甲斐農業振興地域整備計画については、平成19年に策定し、農業振興地域の整備に関する法律第12条の2の規定により、おおむね5年ごとに実施する基礎調査の結果に基づき総合見直しを行い、平成29年に現行の甲斐農業振興地域整備計画を策定しました。

今回、令和4年度に実施した基礎調査の結果と、法改正をはじめとする制度上の変更を踏まえ、時代に即した計画とするとともに、本市の「第2次甲斐市総合計画・後期基本計画」との整合性を図るため、新たな農業振興地域の計画を示す必要が生じたため、甲斐農業振興地域整備計画の総合見直しを行います。

#### 2 見直しの必要性について、

(1) 農振法第3条の3第1項に基づく国の基本指針の変更や、そ

れに伴う山梨県の基本方針の変更。農地法の改正、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の見直し、水田フル活用ビジョンの作成、地域計画の作成、農地中間管理機構、日本型直接支払制度、農業の有する多面的な機能の発揮の促進に関する計画など、国の制度が変更したことに伴い、総合的に見直す必要があります。

#### (2) 第2次甲斐市総合計画等との整合性について

「第2次甲斐市総合計画・後期基本計画」及び「第2期甲斐市まち・ひと・しごと創生総合戦略」が令和2年に公表されるなど、上位・関連計画との整合性を図る必要があります。

これらのことから、国の基本指針、県の基本方針、総合計画、及びその他関連法令等との整合性を図るとともに、今後の甲斐市の農業の発展のために有効な土地利用を行っていくために農業振興を図るべき地域を明らかにし、農業振興地域整備計画の総合的な見直しを行う必要があります。

### 3 今回見直しを行う主な内容について

#### (1) 農振農用地からの除外について

基礎調査結果を踏まえ、公共事業により、農地の一部が市道や農道として整備されたが、農振農用地のままであるものを農振農用地から除外します。

また、過去農振農用地から除外されたにも関わらず、事務手続きの誤りにより、農用地利用計画に乗っているものを除外します。

#### (2) 法律改正等の反映について

農地法の一部改正、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の見直しなどの国の制度が変更されたため、関係個所の修正を行います。

#### (3) 第2次甲斐市総合計画等との整合性について

「第2次甲斐市総合計画・後期基本計画」及び「第2期甲斐市まち・ひと・しごと創生総合戦略」等の上位関連計画と整合を図りつつ、担い手養成、農地利用の促進、農林業基盤整備、都市農村交流、鳥獣被害対策の推進をし、集団的優良農地の保全・確保を積極的に進めるために関係個所の修正を行います。

次に、4 甲斐農業振興地域整備計画（素案）の概要と、5 策定スケジュールについては、資料の通りとなります。

次に、甲斐農業振興地域整備計画書と書かれた冊子をご覧ください

い。

こちらが、見直しを行った計画書の素案でございます。詳しい修正箇所については、新旧対象表により説明いたします。

甲斐農業振興地域整備計画書の変更 新旧対照表をご覧ください。

計画書の変更箇所についてですが、基本的には法改正や上位計画との整合性を図るための修正がほとんどになります。大きく変更した箇所を抜粋して説明いたします。

8ページをご覧ください。農用地等の利用の方針として、双葉地区で生産しているぎゅぎゅっとねぎや、竜王地区のやはたいもについて記載しています。

次に、24ページをご覧ください。

農用地等の保全の方向として、農林業施設の防災・減災対策について記載しています。

次に、35ページをご覧ください。

森林整備その他林業振興との関連について、新規林業従事者や担い手確保・育成について記載しています。

大きな変更点については以上になります。

次に、農用地利用計画変更個別一覧表をご覧ください。こちらは、今回の総合見直しで農振農用地から除外する土地の一覧になります。1ページから6ページが公共事業により農地の一部が市道や農道として整備された後に、農振農用地のままであったものを除外します。164筆 8,104.32 m<sup>2</sup>を除外します。7ページが、過去に福祉施設用地として農振農用地から除外されたにも関わらず、事務手続きの誤りにより、農用地利用計画に乗ったままになっているものを除外します。1筆 1,056.58 m<sup>2</sup>を除外します。

この資料の他に、農用地区域除外位置図という資料があります。今回農振農用地から除外する箇所の位置図となります。

説明は以上になります。

御質問、御意見がございましたら、この後お受けさせていただきます。よろしく願いいたします

【議長】

担当からの説明は以上です。

これより質疑に入ります。何か質疑等ございますか。

【●番●●委員】

●番の●●です。

農業振興地域の概要のところを見ているのだが、区域内の設定方針の部分、2～3ページのあたり、その他土地の農業上の利用を確保するために必要な措置ということで、八幡芋やトマト、さつまいもや梅等の作物の記載があるが、これらの作物についてどの程度作られているのか、全体の面積に対してこのくらいの面積作られている等がわかるか。

また、説明や記載にも、優良農地という単語が出てくるが、水利上の問題やその他悪条件等がある農地についても、農振がかかっているし、耕作放棄地等も含まれている。

また、農業用施設用地の部分の記載に畜舎や鶏舎以外に、これもそもそもこれも甲斐市では少ないと思うが、稚蚕飼育所という記載もある。現在養蚕を行っている者などいないと思う。

これらについて、今回の見直して修正しなくてよいのか。

【農林総務係】

各作物の耕作面積については、現在資料を持ち合わせていないため回答が難しい。

農業用施設用地の稚蚕飼育所の記載については、ご指摘のとおり現在養蚕を行っている方はいないが、施設としては残っている所があるため、掲載している。

【●番●●委員】

農振法は昭和44年頃できたのだと記憶しているが、そのころから計画の記載に変化がないのではと思う。

現状高齢化に伴い営農者は減少し、私の地区でも農業で生計を立てている人を殆ど見なくなった。

耕作ができなくなったため、土地を処分しようとしても農振がかかっているため処分できないという話もよく耳にする。そういった農地は、耕作放棄地となり荒廃し周辺の農地にも影響が出てしまう。

農振法の趣旨は優良農地の確保ということは理解しているが、その機能を果たせていない。

例えば、現実に優良とは言えないような農地、放棄地などについては、農振を外すことなどはできないのか。そのように、国等に要望を出すようなことはできないのか。

【農林総務係】

ご意見はあると思うが、国の取り組みとしては、食料自給率をあげて

いくため、農地を残そうという政策を

【●番●●委員】

それは理解しているが、条件が悪い農地が農振をかぶっているからといって、開発もできず、山林化や荒廃化してしまい、鹿のような動物が入ってきてしまう。

国は机上で考えて、それが市町村に下りてきて、それにしたがって計画を作るのだろうが、なんとかしないと、このままではこの国の農業なんてとても立ち行かないし、担い手だって生まれてこない。

それを市はどう考えているのか

【農林総務係】

大きい課題だが、農振法としては除外の要件が定まっており、これに従い除外をするか否かを判断していくこととなる。

【議長】

その他、ご質問等ございますか。

【●番●●委員】

先ほどの柳本委員の話にもあったが、行政として国から降りてきて計画を策定するというところで、内容も大きく変更することが難しいのは理解したうえで言うが、少しでも、現状にあうように見直しを行っていった方がいい。

また、計画の記載についても、既に合併から20年経過しているのだから、竜王、敷島、双葉といった地区名は省いていった方がいいのではと思う。

現に、8ページには、甲斐市北部の中山間地域や西部の地域といった記載もあるので、例えば竜王については甲斐市の南部地域と記載する等やりようはあるのではないかと思う。

そうすれば各地区毎細分化する必要もなくA-1やB-2のように細分化された記載を避けることができ、もっとすっきりとした計画書が作成できるのではと思う。

このような記載については、総合計画のような他の計画との兼ね合いもあるのだろうが、総合計画の策定時等に上申する等、対応できるように努めてもらいたい。

計画が今の実情にあったものに、少しでも近づくよう、県と討議をするなかでも頑張ってもらいたい。

【議長】

その他、ご質問等ございますか。

質問がないようですので、この度の見直し内容について同意をすることにご異議ございませんか。

異議がないようですので、見直し内容について同意をすることに決定致します。

以上で、本日の審議はすべて終了致しました。

午後 4 時 10 分閉会

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和6年 月 日

議事録署名委員 3番

---

議事録署名委員 4番

---

本会議録の作成にあたった者の氏名は、次のとおりである。

甲斐市農業委員会事務局庶務係 小宮山 貴之